

差押不動産を公売


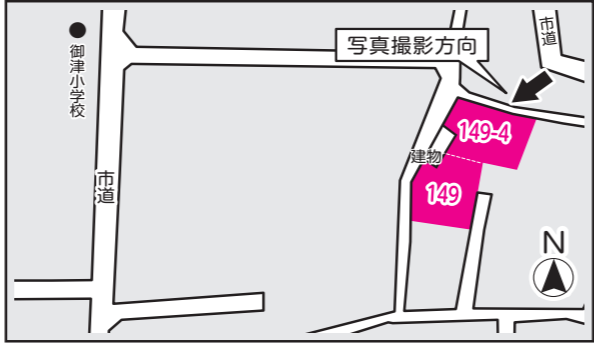

市の財政運営の基盤である市税収入の確保と税の公平性を期すため、滞納処分強化策として市が差し押さえた不動産を一般公売します。

- 公売日時** 令和5年2月8日(水)
入札10時30分 開札10時40分
※公売保証金納付時間 10時～10時20分
- 公売会場** 市役所新館2階 202・203会議室
- 公売方法** 期日入札(売却区分番号ごとに売却します)
- 売却決定日時** 令和5年3月1日(水)10時
※暴力団員等の買受防止措置の創設により、暴力団員等の該当調査の結果が期日までに判明しない場合、売却決定の日時及び代金納付期限が延長されます。
- 売却決定場所** 納税課
- 代金納付期限** 令和5年3月1日(水)11時
▶納税課(☎64・3214)

入札に参加される方へ

- ・詳細については、**たつの市不動産公売ガイドライン**を必ずご覧ください。
(市ホームページ又は納税課窓口で閲覧できます)
- ・公売当日は、次のものを持参してください。
公売保証金、**身分証明書**(運転免許証等)、**買受適格証明書**、**委任状**[入札者が本人以外の場合(共同入札される場合は共同入札者全員分)]、**公売保証金返還時の収入印紙**(200円分)[入札者が営利法人又は個人営業者で返還を受ける公売保証金の金額が5万円以上の場合]、**共同入札代表者届出書兼持分内訳書**(共同入札される場合)、**陳述書**[入札者(入札者が法人である場合は、その役員を含む)、自己の計算において入札をさせようとする者(その者が法人である場合は、その役員を含む)が暴力団員等に該当しない旨を記述]
・権利移転費用(登録免許税等)は買受人負担となります。
・地目、面積等は公簿表示によります。
・境界は買受人と隣地所有者との協議が必要です。
・現地確認等は参加者自身で行ってください。
・対象物件に関する書類は、納税課窓口で閲覧してください。
・滞納税の完納等により、公売中止となる場合があります。

【公売財産】 ※詳細については、市ホームページをご覧ください。

売却区分番号 1	<p>【土地・建物】見積価額(最低入札価額) 2,650,000円 公売保証金 270,000円</p> <p>【土地】 所在 御津町釜屋字寅浜新田149番 地目 田 面積 189.00㎡ 所在 御津町釜屋字寅浜新田149番4 地目 宅地 面積 208.24㎡ 【建物】 所在 御津町釜屋字寅浜新田149番地4、149番地 家屋番号 149番4 種類等 倉庫(木造瓦葺、平家建) 面積 34.42㎡ ※市街化区域内</p>
	  <p>※本図面は、土地の境界を示すものではありません。</p>
売却区分番号 2	<p>【土地】見積価額(最低入札価額) 3,380,000円 公売保証金 340,000円</p> <p>【土地】 所在 神岡町筒井字垣ノ内114番2 地目 畑 面積 492㎡ 所在 神岡町筒井字垣ノ内114番3 地目 畑 面積 638㎡ 所在 神岡町筒井字垣ノ内114番4 地目 畑 面積 187㎡ ※市街化調整区域内</p>
	  <p>※本図面は、土地の境界を示すものではありません。</p>

※入札を希望する場合は、たつの市農業委員会が発行する「買受適格証明書」が必要になります。令和5年1月10日(火)までに農業委員会に申請してください。
申請手続き等の詳細は、農業委員会事務局(☎64・3185)にお問い合わせください。

市税の滞納処分を強化しています

～税は安心な暮らしを支える大切な財源～

税金は、さまざまな行政サービスを提供するために必要な財源です。市では、財源確保と大多数の納期限内に納税される方との公平性を保つため、市税を納付しない方には、法律に基づき、滞納処分を行っています。

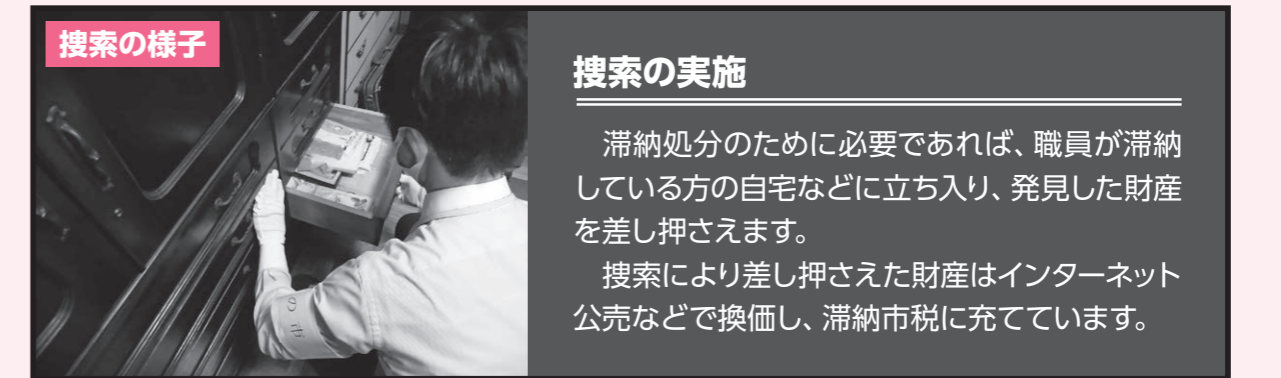
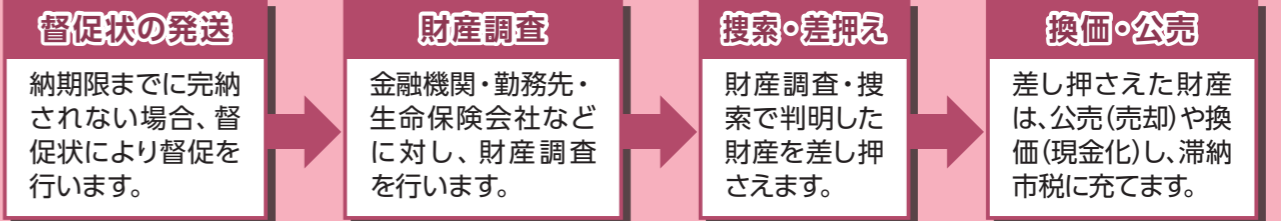
滞納処分とは

税金を滞納すると、市は滞納している方の財産を差し押さえます。

【差押えの対象となる財産例】



滞納処分の流れ



各種ローンを優先する行為は納税できない理由にはなりません!



収支の見通し、返済先への期間延長、債務整理等をまず検討してください。

納税相談

～未納のまま放置せず、早めのご相談を!～

やむを得ない事情で、納期限内の納付が困難な方は、お早めにご連絡ください。

12月は徴収強化月間です

たつの市と兵庫県は連携し、市・県民税をはじめとする税金の徴収強化に取り組みます。

▶納税課(☎64・3214)